

ショートステイ長慶苑（特養併設）ご利用料金表

2022.5.1

1) 市民税課税世帯の場合(標準負担第4段階の場合)

要介護度	基本サービス費	サービス提供強化加算(Ⅰ)*注1)	看護体制加算(Ⅲ)ロ*注2)	看護体制加算(Ⅳ)ロ*注3)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)*注4)	機能訓練体制加算*注5)	認知症ケア加算(Ⅰ)*注6)	介護サービス費合計	限度日数(送迎代なし)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)*注7)	介護処遇改善加算(Ⅰ)*注8)	特定処遇改善加算(Ⅰ)*注9)	限度日数分の介護サービス費(送迎なし)①	食費	居住費	限度額日数分の食費・居住費②	自己負担(①+②)③	高額介護サービス費申請後の給付費	31日目自己負担分利用料(1日あたり)
要介護1	596							667	26		1443	469	19,454	1,445	855	59,800	79,254		9,547
要介護2	665							736	27		1653	538	22,263			62,100	84,363		10,307
要介護3	737	22	6	13	15	12	3	808	30	200	2014	655	27,109			69,000	96,109		11,107
要介護4	806							877	30	月	2185	711	29,406			69,000	98,406		11,867
要介護5	874							945	30		2355	766	31,671			69,000	100,671		12,627

*一定以上の所得者の自己負担が2割3割に変更になります

2) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で3段階②の場合)120万円超

(-24,600)

要介護度	基本サービス費	サービス提供強化加算(Ⅰ)*注1)	看護体制加算(Ⅲ)ロ*注2)	看護体制加算(Ⅳ)ロ*注3)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)*注4)	機能訓練体制加算*注5)	認知症ケア加算(Ⅰ)*注6)	介護サービス費合計	限度日数(送迎代なし)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)*注7)	介護処遇改善加算(Ⅰ)*注8)	特定処遇改善加算(Ⅰ)*注9)	限度日数分の介護サービス費(送迎なし)①	食費	居住費	限度額日数分の食費・居住費②	自己負担(①+②)③	高額介護サービス費申請後の給付費	31日目自己負担分利用料(1日あたり)
要介護1	596							667	26		1443	469	19,454	1,300	370	43,420	62,874		9,547
要介護2	665							736	27		1653	538	22,263			45,090	67,353		10,307
要介護3	737	22	6	13	15	12	3	808	30	200	2014	655	27,109			50,100	77,209	2,509	11,107
要介護4	806							877	30	月	2185	711	29,406			50,100	79,506	4,806	11,867
要介護5	874							945	30		2355	766	31,671			50,100	81,771	7,071	12,627

3) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で3段階①の場合)80万~120万円以下

(-24,600)

要介護度	基本サービス費	サービス提供強化加算(Ⅰ)*注1)	看護体制加算(Ⅲ)ロ*注2)	看護体制加算(Ⅳ)ロ*注3)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)*注4)	機能訓練体制加算*注5)	認知症ケア加算(Ⅰ)*注6)	介護サービス費合計	限度日数(送迎代なし)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)*注7)	介護処遇改善加算(Ⅰ)*注8)	特定処遇改善加算(Ⅰ)*注9)	限度日数分の介護サービス費(送迎なし)①	食費	居住費	限度額日数分の食費・居住費②	自己負担(①+②)③	高額介護サービス費申請後の給付費	31日目自己負担分利用料(1日あたり)
要介護1	596							667	26		1443	469	19,454	1,000	370	35,620	55,074		9,547
要介護2	665							736	27		1653	538	22,263			36,990	59,253		10,307
要介護3	737	22	6	13	15	12	3	808	30	200	2014	655	27,109			41,100	68,209	2,509	11,107
要介護4	806							877	30	月	2185	711	29,406			41,100	70,506	4,806	11,867
要介護5	874							945	30		2355	766	31,671			41,100	72,771	7,071	12,627

3) 市民税非課税世帯の場合(標準負担減額世帯で2段階の場合)80万円以下

(-15,000)

要介護度	基本サービス費	サービス提供強化加算(Ⅰ)*注1)	看護体制加算(Ⅲ)ロ*注2)	看護体制加算(Ⅳ)ロ*注3)	夜勤職員配置加算(Ⅲ)*注4)	機能訓練体制加算*注5)	認知症ケア加算(Ⅰ)*注6)	介護サービス費合計	限度日数(送迎代なし)	生活機能向上連携加算(Ⅱ)*注7)	介護処遇改善加算(Ⅰ)*注8)	特定処遇改善加算(Ⅰ)*注9)	限度日数分の介護サービス費(送迎なし)①	食費	居住費	限度額日数分の食費・居住費②	自己負担(①+②)③	高額介護サービス費申請後の給付費	31日目自己負担分利用料(1日あたり)
要介護1	596							663	26		1434	467	19,339	600	370	25,220	44,559	4,339	9,547
要介護2	665							732	27		1644	535	22,143			26,190	48,333	7,143	10,307
要介護3	737	18	6	13	15	12	3	804	30	200	2004	652	26,976			29,100	56,076	11,976	11,107
要介護4	806							873	30	月	2175	708	29,273			29,100	58,373	14,273	11,867
要介護5	874							941	30		2345	763	31,538			29,100	60,638	16,538	12,627

4) 市民税非課税世帯で生活保護受給者、老齢福祉年金受給者

食費: 300円
居住費: 0円
その他、基本単価、加算は2段階と同じ

高額介護サービス費		自己負担限度額(月額)
一般被保険者(世帯に住民税課税の人がいる場合)・現役並み所得相当		44,000円
世帯全員が住民税非課税の方(3段階)		24,600円
世帯全員が住民税非課税で、老齢年金受給者か合計所得が80万円以下		15,000円

予防ショート料金	
基本サービス費	
要支援1	446
要支援2	555
サービス提供体制加算(Ⅱ)	
	22
介護処遇改善加算(Ⅰ)	
	8.30%
特定処遇改善加算(Ⅰ)	
	2.70%

利用限度額	
要支援1	5,032
要支援2	10,531
	8.30%
特定処遇改善加算(Ⅰ)	
	2.70%

利用限度額	
要支援1	5,032
要介護1	16,765
要介護2	19,705
要介護3	27,048
要介護4	30,938
要介護5	36,217

- *注1 ①勤続10年以上介護福祉士が35%以上。②介護福祉士の占める割合が80%以上。①②いずれかに該当している。
 - *注2 (Ⅲ)常勤の看護師を1名以上配置している事。(Ⅳ)看護職員を3名以上配置している事。夜間24時間の連絡体制を整備している事。要介護3以上を占める割合が70/100以上であること。
 - *注3 夜勤を行う介護職員が最低基準を一人以上上回っている事。夜勤時間を通じて喀痰吸引等の実施できる介護職員を配置している事
 - *注4 専従の機能訓練指導体制を1名以上配置している。理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置している
 - *注5 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が入所者の1/2以上であること。認知症実践リーダー研修修了者を配置し職員間での留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的に行っていること
 - *注6 リハビリテーションを実施している医療提供施設として理学療法士等が短期入所生活介護施設を訪問し事業所の職員と共同でアセスメントを行い個別機能訓練計画を作成する事。3か月ごとに1回以上計画・訓練の見直しをする事。
 - *注7 キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ＋職場環境等要件すべてを満たした場合(基本サービス費に各加算を加えた単位数に8.3%乗じた単位数)
 - *注8 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)までの取得。職員環境等要件に関し複数の取組。取組の見える化。(基本サービス費に各加算を加えた単位数に2.7%乗じた単位数)
 - *送迎加算184単位(利用者の心身の状態、家族の事情等から見て送迎が必要と判断した場合。
 - *若年性認知症入所者受け入れ加算120単位(40～65歳の認知症と診断された方を入所で受け入れた際にかかる加算)
 - *認知症行動・心理症状加算200単位。認知症日常生活自立度がⅢ以上で認知症行動・心理症状が認められ在宅生活が困難と医師が診断したものであるとき
 - *案忘
短期入
 - *医療連携強化加算58単位。事業所の要件を満たし利用者要件イ～リ(喀痰吸引や経鼻・胃瘻の経腸栄養、褥瘡の処置等の医療行為が必要)のいずれかの状態であること。
 - *長期利用者に対して短期生活介護を提供する場合。所定単位数から1日につき30単位を減算(連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合)
- 特別な食事、理容代、その他日常生活上必要となる諸費用は実費負担となります。
- 送迎に係る費用 ①184単位加算以外:片道700円 ②実施地域以外:超えた地点から1kmにつき39円
- 食費・居住費は個人の収入により異なります。 *新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月までの間、基本報酬に0.1%上乘せします。